

「ウエルネスタウンみつけ」の事業者向け分譲地販売の公募について

～ 分譲地価格引きによる販売開始！ ～

見附市が開発した宅地分譲地「ウエルネスタウンみつけ」の販売促進の一環として、分譲地価格を割引し、事業者様向けに販売を行います。

ハウスメーカー等の事業者様への売却を通じて、住み手となる顧客への販売につなげ、ウエルネスタウンみつけのコンセプトの早期具現化を目指します。

下記により、購入いただける事業者様を募集しますので、ぜひご応募ください。

(「募集要項」は、見附市都市環境課都市・住宅政策係までメールにてお求めください。)

1. 販売方法

市が事業者にウエルネスタウンみつけの分譲地を売却し、事業者は購入した土地に住宅を建て建売住宅として顧客に販売いただく、あるいは、事業者が建築条件付きの土地として顧客に販売していただきます。

建売住宅か建築条件付きにするかは、事業者にてお選びください。

2. 販売条件

(1) 対象区画

販売する対象区画は、No.10、11、12、13 の4区画になります。右図以外の区画情報は、見附市都市環境課都市・住宅政策係までお問合せください。



図 位置図

(2) 販売価格

分譲地販売価格定価より割引(※1)して販売

※1 拡充した「ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金」の補助金(※2)を上回る割合で設定。具体的な販売価格は「募集要項」に記載していますので、見附市都市環境課都市・住宅政策係までメールにてお求めください。

※2 分譲地販売価格定価の22%(区画平均)の金額に相当

(3) 住宅仕様

事業者は購入した土地に施工する住宅については、住宅設計ガイドライン、ウエルネスタウン地区計画を遵守してください。

① 住宅設計ガイドライン

<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/uploaded/attachment/1082.pdf>

② ウエルネスタウン地区計画

<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/uploaded/attachment/1083.pdf>

(4) 竣工後のPR協力

住宅の竣工後は、以下のPR活動にご協力ください。なお、PR活動の費用は事業者にてご負担ください。また、市が開催するイベントでは市もPR活動を行いますので、住宅の竣工時期がイベント時期と合う場合は、イベントにご参加ください。

① 建売住宅の場合は、竣工後1か月間は、モデルハウスとして利用すること

② 建築条件付きの場合は、竣工後1か月間は、オープンハウスとして利用すること

①、②ともに、顧客との契約上、上記期間より短くなる場合はご相談ください。

なお、上記以外のモデルハウスやオープンハウス実施の期間延長や、宿泊体験の実施等のPR活動は、各社の任意とします。

(5) 補助金との関係

市が事業者に販売した土地を購入した顧客は、「ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金」の補助対象外となります。なお、これ以外の補助金については、各補助金の条件を満たす場合に補助を受けることが可能です。

「ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金」

<https://www.wt-mitsuke.jp/hojokin/>

(6) 顧客に対する条件

顧客に対する条件は以下になります。

- 住宅の取得日から3ヶ月以内に、市より取材を受けることを承諾のこと
- 市がウエルネスタウンみつけ公式ホームページ、販促パンフレットその他広報媒体に写真及び記事を掲載することを承諾のこと

3. 募集手続きに関する事項

(1) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、以下になります。

- 建売住宅の場合は、過去に建売住宅での販売実績が、1件以上あること。
- 建築条件付きの場合は、過去に建築条件付きでの販売実績が、1件以上あること。

(2) 購入申込の受付

応募者は、申込書に必要事項を記入の上、電子メールで問合せ先まで送付してください。また、送付した際に、電話にて着信確認を行ってください。

※対象区画の販売について、説明会及び現地案内を5月30日に開催しますので、見附市都市環境課都市・住宅政策係までメールにてお問合せください。別日時に希望される場合は随時対応します。

※募集要項等に関する質問がある場合は、質問内容を電子メールで問合せ先に6月末までに送付してください。

(3) 購入者の選定方法

希望区画の応募者が1者の場合は、当該応募者が購入者となります。希望区画の応募者が重複した場合は、申込区画数（区画数が同数の場合は申込区画の総面積）で決定し、申込内容が同じ場合は、希望区画の購入希望額（定価割引額を上限）により決定します。

(4) 結果の通知

結果については、各応募者に電子メールにて通知します。

(5) 売買契約の締結

購入区画の決まった応募者は、結果通知の日から開庁日7日以内に、市と売買契約を締結してください。結果通知以降の辞退はできません。

(6) 土地代金の支払い

売買契約から1か月以内に、土地代金（売買契約時の手付金を除く）のお支払い・市役所にてお引渡し手続き・所有権移転登記申請を同日に行い、取引完了・お引渡しとなります。

4. スケジュール

2025年 5月 19日（月）	申込受付開始
5月 30日（金）	説明会・現地案内開催
7月 14日（月）17時	申込受付締め切り
7月 18日（金）	結果通知
7月 30日（水）	売買契約締結 期限
売買契約から1か月以内	土地代金支払い 期限
2026年 5月 中/下旬	イベント開催（現地相談会等）

2026年5月中/下旬に、市はイベントを開催予定です。詳細は未定ですが、イベント開催にあたり市がPR活動をしますので、住宅の竣工が間に合う場合は、ご参加ください。

5. その他

- 今回の販売が好評の場合は、次回開催も検討します。

問合せ先

見附市都市環境課都市・住宅政策係（担当：近藤、細井）

見附市昭和町 2-1-1

電話：0258-62-1700 電子メール：tokan@city.mitsuke.niigata.jp